

## 熊本市肺がん検診実施要綱

制定 平成13年 4月 1日健康福祉局長決裁

改正 平成14年 4月 1日健康福祉局長決裁

(略)

平成29年 3月28日健康づくり推進課長決裁

平成31年 1月31日健康づくり推進課長決裁

平成31年 2月28日健康福祉局長決裁

平成31年 3月28日健康福祉局長決裁

令和 2年 3月19日健康福祉局長決裁

令和 3年 1月14日健康福祉局長決裁

令和 4年 3月29日健康福祉局長決裁

令和 4年 8月 1日健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として実施する肺がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号 厚生労働省健康局長通知。以下「指針」という。）に基づき実施するための必要な事項を定め、肺がんの早期発見により、がんによる死亡を低下させることを目的とする。

(対象者)

第2条 検診の対象者は、熊本市内に住民票を有する40歳以上の者（当該年度内に満40歳に達する者を含む。）とする。

(受診者の検診料)

第3条 受診者から徴収する検診料は、委託単価のおおむね2割相当とし、検診実施機関（契約により検診を委託し実施する機関をいう。以下同じ。）が徴収するものとする。

(検診料の免除)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者に対して検診料の免除をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 70歳以上の者（当該年度内に満70歳に達する者を含む。）

(証明書等の提示)

第5条 肺がん検診に要する検診料の免除を受けようとするときは、前条第1号に規定する者は、生活保護適用証明書、前条第2号に規定する者は、市県民税（所得・課税）証明書（当該年度に発行できる最新年度分）、前条第3号に規定する者は、年齢を証明できる公的証明書を提示しなければならないものとする。なお、生活保護適用証明書に代えて生活保護緊急時医療依頼証、市県民税（所得・課税）証明書に代えて介護保険料決定通知書（当該年度に発行された最新年度分）の提示も可とする。

(検診の実施)

第6条 検診は、委託により実施するものとする。

(実施方法)

第7条 検診は、集団検診（場所及び期日を指定して、検診車により巡回して行う検診をいう。以下同じ。）、セット検診（検診機関の施設内において、肺がん、胃がん及び大腸がん検診のうち2つ以上の検診を同日に行う検診をいう。以下同じ。）、個別検診（医療機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。）により実施するものとする。

(集団検診における区域の指定)

第8条 熊本市（以下「本市」という）は、集団検診業務が円滑に運営できるよう別表1のとおり区域を指定し、指定した区域ごとに検診実施機関に委託する。ただし、国民健康保険被保険者に対する巡回特定健康診査と同時に実施する肺がん検診においては、区域指定はしないものとする。

(集団検診における実施計画)

第9条 集団検診実施機関は、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を勘案し、実施計画書を検診実施月の2か月前までに作成し、本市に提出するものとする。

2 本市は、実施計画書を総合的に検討し、これを決定する。

(検診項目)

第10条 検診の方法は、下記のとおりとする。

(1) 問診

ア 保健師等が、問診票により受診者全員に実施するものとする。

イ 喫煙歴、職歴及び血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等も聴取するものとする。

(2) 胸部エックス線撮影

ア 65歳未満を対象とする胸部エックス線検査は、肺がん検診により撮影した適格な胸部エックス線写真を撮影し、読影するものとする。

イ 65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等により撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用いた読影とするものとする。

ウ 個別検診の場合、検診実施機関は、撮影した胸部エックス線写真を問診票等とともに熊本市肺がん検診運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に提出するものとする。

(3) 喀痰細胞診（喀痰採取の方法）

ア 問診の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取するものとする。

イ 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とするものとする。

ウ 採取した喀痰（細胞）は、固定したパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

エ 集団検診及びセット検診の場合、採痰後の検体は、各受診者が検診実施機関に郵送（切手代は受診者の負担）するものとする。ただし、検診実施機関への持込みも可とする。

オ 個別検診の場合、各受診者が、運営委員会に郵送（切手代は受診者の負担）するものとする。ただし、運営委員会が指定する機関への持込みも可とする。

(胸部エックス線写真の読影方法)

第11条 胸部エックス線写真は、2名以上の医師（このうち1名は、十分な経験を有すること。）によって読影するものとし、その結果に応じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影するものとする。

2 前項の場合において、集団検診及びセット検診にて実施するときにあつては、検診実施機関にて二重読影を行い、個別検診にて実施するときにあつては、運営委員会が取りまとめて二重読影を行うものとする。

(喀痰細胞診の実施)

第12条 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行うものとする。この場合において、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングするものとする。

(結果の通知)

第13条 検診実施機関等（集団検診及びセット検診の場合にあつては検診実施機関をいい、個別検診の場合にあつては運営委員会をいう。以下同じ。）は、検診結果を速やかに受診者に通知するものとする。なお、精密検査が必要な者（以下「要精検者」という。）に対しては、結果通知書に係る書類（問診票の写し、医師宛の精密検査依頼書、胸部精密検査結果報告書）を添えて直接受診者へ送付するものとする。

(結果の報告)

第14条 検診実施機関等は、検診結果を受診者名簿及び指定の様式による電子媒体により本市へ報告するものとする。

(精密検査)

第15条 精密検査は、要精検者に対し、原則として熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会が認定した精密検査機関にて受診するよう勧奨するものとする。

2 精密検査を実施した機関は、その検査結果について速やかに検診実施機関等へ報告するものとする。ただし、検診実施機関が精密検査機関となっている場合はこの限りでない。

3 精密検査は保険診療扱いとし、その方法はCT検査、気管支鏡検査等により行うものとする。

(事後管理)

第16条 検診実施機関等は、要精検者の精密検査受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、

本市へ報告するものとする。

- 2 本市と検診実施機関等は、相互に連携を取り、精検未受診者に対しての受診指導を行うものとする。  
(記録等の整備)

第17条 本市及び検診実施機関等は、検診及び精密検査結果等の集計・整理を行うものとする。

- 2 検診実施機関等は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。  
ただし、65歳以上を対象者とする胸部エックス線写真については、結核健診の実施者において保存するものとする。

(事業評価)

第18条 本市は、今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書(平成20年3月厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告。以下「報告書」という。)に規定する肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)により、検診の実施状況を把握するものとする。

- 2 検診実施機関等は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)により胸部エックス線検査及び<sup>かくたん</sup>喀痰細胞診の精度管理に努めるものとする。
- 3 検診実施機関等は、精密検査機関と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

(その他)

第19条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

指 定 区 域	管 轄 区 域 (校 区)
A区域	秋津、池田、池上、泉ヶ丘、一新、画図、小島、尾ノ上、春日、川尻、慶徳、健軍、健軍東、壺川、五福、桜木、桜木東、城山、城西、城南、白坪、砂取、高橋、託麻北、託麻西、託麻東、託麻南、田迎、田迎西、田迎南、月出、中島、花園、東町、日吉、日吉東、古町、御幸、山ノ内、力合、力合西、若葉、長嶺、飽田南、飽田西、飽田東、中緑、銭塘、奥古閑、川口、河内、芳野、富合、杉上、隈庄、豊田、植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底の各小学校就学区域
B区域	麻生田、出水、出水南、大江、帯山、帯山西、楠、黒髪、向山、清水、城東、城北、白川、碩台、託麻原、高平台、龍田、龍田西、西原、楡木、白山、春竹、本荘、武蔵、弓削、川上、北部東、西里の各小学校就学区域